

国際分類の版の適用について

「類似商品・役務審査基準」の改訂は、国際分類の版の改正に合わせて行っているところ、商品・役務の類の帰属に係る国際分類の版の適用については、次のとおりです。

1 商標登録出願について

- (1) 出願日に有効な版の国際分類（2020年中の商標登録出願は、国際分類第11-2020版）が適用されます。防護標章登録出願についても同様です。
- (2) 2019年中になされる分割、変更又は補正却下に係る新たな出願であって、出願日が2019年12月31日以前に遡及することとなるものについては、国際分類第11-2019版又はそれ以前の対応する版の国際分類が適用されます。
また、2020年1月1日以後になされる優先権主張を伴う出願や博覧会に出品した商品又は出展した役務を指定商品又は指定役務とした商標登録出願については、第一国出願や博覧会への商品の出品又は役務の出展が2019年12月31日以前であっても、いずれも国際分類第11-2020版が適用されます。
- (3) マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願のセントラルアタック後の再出願については、その出願日は、原出願の国際登録日とみなされることから、当該国際登録日に対応する国際分類が適用されます。
- (4) 商標権（防護標章登録に基づく権利を含む。）について更新手続がされる場合は、登録時に適用された分類のまま更新されます。

2 国際登録出願について

マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願については、原則として、国際登録日に対応する国際分類（2020年中の国際登録出願は、国際分類第11-2020版）が適用されます。

また、従前の版の国際分類が適用されている国際登録に係る事後指定については、2020年1月1日以後の指定であっても、当該従前の版の国際分類が適用されます。